

○京丹後市市民栄誉賞表彰規則

平成23年9月14日

規則第25号

(目的)

第1条 この規則は、市民から郷土の誇りとして敬愛され、社会に明るい希望を与えることに特に顕著な貢献があったものに対し、京丹後市市民栄誉賞（以下「市民栄誉賞」という。）を贈り、その栄誉をたたえることを目的とする。

(選定)

第2条 市長は、本市に居住し、若しくは居住していたもの又は本市に縁故の深いもので、次の各号のいずれかに該当するものうちから、市民栄誉賞を贈るものを選定する。

- (1) 広く市民に親しまれる分野で特に顕著な貢献があったもの
- (2) その他、市民から敬愛され、社会に明るい希望を与えることに特に顕著な貢献があったもの

(表彰)

第3条 被表彰者には、賞状及び記念品を贈るとともに、その旨を市広報紙への掲載その他の方法により公表し、表彰するものとする。

(待遇)

第4条 被表彰者に対しては、京丹後市名誉市民条例（平成19年京丹後市条例第11号）

第5条の規定に準じて待遇をすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。